



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

沖縄県社会福祉協議会

〒903-8603

沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1

TEL.098(887)2028 FAX.098(884)3800

(HP) <http://www.okishakyo.or.jp/>

生活支援員に なりませんか？

日常生活自立支援事業



社会福祉
法人

沖縄県社会福祉協議会

1.はじめに



私たちが日常生活をおくるさいには、地域にあるいろんなサービスを利用しています。

ほかにあるサービスと同じように、福祉のサービスも、地域の方が必要な時に利用されることが望まれます。

しかし、福祉サービスの利用が必要な方の中には、どんな福祉サービスがあるのか、また、福祉サービスが利用できるのかなど、本人だけで判断することが難しい方がいます。

そんな方々の福祉サービスの利用をお手伝いするのが、この「日常生活自立支援事業」であり、「生活支援員」です。

いま、私たちの地域社会では、誰もが必要なときに、サービスを選択し利用しながら、住みなれた地域で出来るだけ長く生活を続けることが望まれています。

生活支援員は、福祉サービスが必要な方に寄りそうことで、誰もが暮らせる地域社会をつくる活動ともいえます。

このパンフレットをお読みいただき、生活支援員になりませんか？



2.事業内容・サービス内容

この事業は、認知症のお年寄りや、知的障がい・精神障がいのある方が、自身だけでは、生活に必要な手続きや、お金のやりくりをすることが難しく、生活に不安を感じている場合に、本人との「契約」に基づき、社会福祉協議会がお手伝い(支援する)ものです。

具体的に行うサービス内容は

①福祉サービスなどの利用のお手伝い

- 福祉サービスについての説明
- 福祉サービスの利用・終了手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

③書類などの預かりサービス

- 通帳、印鑑、権利証など

②日常的金銭管理のお手伝い

- 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- 年金、手当てなどの受け取り
- 預貯金の出し入れ



「福祉サービス」とは…？

ここで言う福祉サービスとは、高齢者や障がいのある方が地域で生活を続けるために必要な、または受けることができるサービス全般を指します。

- 介護保険制度によるサービス・障害者自立支援制度によるサービス
- その他、福祉関係サービス
- 市町村役所での手続き

3. 生活支援員とはなんですか？



「契約」の中であらかじめ決めた内容に基づいて、利用者へサービスを提供する人を「生活支援員」といいます。

4. 具体的にどんな「お手伝い（支援）」をするのですか？

具体的な活動は以下のようなものです。

- ・ 公共料金や病院代の支払いを本人と一緒に（または、代わりに）行う。
- ・ 役所や郵便局などで行う手続きの説明や、本人が行う手続きに付き添う。
- ・ 本人とのコミュニケーションを通じて、相談や要望を聞く。
- ・ 相談、要望に応じて、本人が自分で判断できるようなアドバイス・情報提供をする。



5. どうやったら生活支援員になれるの？

お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

簡単な説明を行った後、生活支援員になることを希望される場合は、お住まいの市町村にある社会福祉協議会や、管轄している基幹的社会福祉協議会へ必要な書類を提出していただきます。

その後、面接などを経て、生活支援員として登録し、社会福祉協議会の非常勤職員として雇用されることになります。



6. 活動時間・手当等について

- ・活動回数 / 月数回から
- ・活動時間 / 1時間～2時間程度（午前9時～午後4時の間）
- ・手 当 / 時給800円（令和3年10月より賃金改定予定）
支援中の交通費10円/km（自家用車使用の場合）
※バス等の公共交通機関をお使いの場合は、実費分

7. その他

●活動のサポート

生活支援員として活動する際には、社会福祉協議会の職員（専門員）が必ず本人へのお手伝い（支援）内容の確認や、本人からの相談に応じてくれます。もちろん、生活支援員の活動を通じて疑問に思ったことや、相談等についてもサポートいたします。



●保険

お手伝いのための移動中に万が一の事故などに対応するため、社会福祉協議会は生活支援員の活動に対して、保険加入が義務付けられています。

●学習・交流

本人へのお手伝いだけでなく、高齢者や障がい者の支援などに関する学習会や、生活支援員同士が交流する機会などもあり、広く福祉やボランティアなどについて見識を深めることができます。

